

# 令和3年秋の全国交通安全運動の実施

★ 運動期間  
令和3年9月21日(火)～9月30日(木)までの10日間

★ スローガン『ゆとりある 心と車間の ディスタンス』

- 歩行者と自転車の安全確保  
～学校付近や通学路では速度を落としましょう
- 高齢者の安全運転  
～安全運転サポート車への乗換を検討しましょう
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止  
～早めにライトを点灯しましょう
- 飲酒運転の根絶  
～飲んだら絶対に自転車や自動車を運転しない
- シートベルトとチャイルドシート着用  
～自身と同乗者の命を守るため必ず着用しましょう



【7月末現在の広島県内の交通事故状況】

・ 子供(中学生以下)の交通事故での死者数	0名
・ 高齢者(65歳以上)の交通事故での死者数	12名
・ 歩行者が亡くなる交通事故	16件
・ 自転車運転中の方が亡くなる交通事故	2件
・ 飲酒運転による交通事故	32件



# 世羅署

# だより



世羅町イメージキャラクター せら坊

発行  
世羅警察署  
22-0110

【8月末現在】  
世羅署管内事故発生状況(累計)

- 物損事故 201件 (前年比 +2件)
- 人傷事故 14件 (前年比 +4件)
- 交通死亡事故 ゼロ継続 1403日

※事故発生件数は速報値の為、変動することがあります。



県警メールマガジン

QRコード

身を守る情報を

タイムリーに配信

# クロスボウは所持禁止になります!!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！  
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)  
※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。

**?** 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

**?** 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)

**?** 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)